

学校三部制に係る教室等の活用に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年3月30日

天理市教育委員会
教育長 伊勢 和彦

天理市教育委員会規則第3号

学校三部制に係る教室等の活用に関する規則の一部を改正する規則

学校三部制に係る教室等の活用に関する規則（令和6年9月天理市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、条例の目的の達成に寄与し得る活動を行う団体で、教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。